

一般社団法人茨城県消防設備協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県消防設備協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防防災用設備等の設置及び維持管理の適正かつ円滑な実施を推進するとともに、消防設備士、消防設備点検資格者その他の消防防災用設備関係業務に携わる者の技術と資質の向上を図り、防火対象物の防火防災安全対策の推進及び防火防災思想の普及広報に努め、火災の予防及び火災その他の災害による被害の軽減に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 消消防防災用設備等の設置及び維持管理についての啓発及び普及
- (2) 消消防防災資格者等育成のための講習及び研修の実施
- (3) 消消防防災関係資格取得講習会等の受託
- (4) 消消防防災用設備等に関する調査研究
- (5) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (6) 防火防災思想の普及広報
- (7) 災害等緊急時における応急活動
- (8) 関係機関・団体との連絡協調
- (9) 前各号の事業に付帯する事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 茨城県内に店舗又は事務所を有し、消防防災用設備等の工事、

整備又は保守の事業を行う者で、この法人の目的に賛同する
団体又は個人

(2) 賛助会員 防火対象物の関係者等で、この法人の目的に賛同する団体
又は個人

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出
し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になっ
た時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意
にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって
当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、その除名の議決を行
う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき
は、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を正当な理由なく1年以上履行せず、かつ、催告に
応じない場合で理事会が退会の決議をしたとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 前3条による場合、会員が既に納付した会費その他拠出金品は返還し
ない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員

総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会より付議された事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は事業年度終了後、2ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、正会員に対して総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、又は出席する正会員に書面をもって表決を委任することができるものとし、これによって当該書面表決者及び表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した理事2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上25名以内
- (2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐する。

3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会で決議した事項の業務執行の決定
- (2) 総会に付議すべき事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 29 条 理事会は、3 カ月に 1 回以上開催するほか、会長が必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から目的事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配禁止)

第37条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第8章 顧問、相談役及び参与

(顧問)

第38条 この法人に任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項に関し、会長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を述べることができる。

(相談役)

第39条 この法人に任意の機関として相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、協会の運営に多大な貢献のあった者のうちから理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 相談役は、この法人の運営について助言又は必要に応じ意見を述べることができる。

(参与)

第40条 この法人に任意の機関として参与若干名を置くことができる。

2 参与は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 参与は、この法人の技術的業務の執行に関し、会長の諮問に応じ助言し、又は必要に応じて意見を述べることができる。

(顧問、相談役及び参与の任期)

第41条 顧問、相談役及び参与の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期限を明示するものとする。

(報酬)

第42条 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法 (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

第12章 補則 (委員会)

第48条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(支部)

第49条 この法人は、理事会の定める区域等に支部を設けることができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
(実施細則)

第50条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は道川勲、副会長は平堅次、鈴木善二、瀬谷利雄、常務理事は岩島孝夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。